

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………
- 基本測量の終了……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………
- 公共測量の実施(七件)……………(同)……………
- 公共測量の終了……………(同)……………
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………
- ………(同)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(同)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………

公告

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………
- 都市計画事業の施行……………(建設局公園緑地部計画課)……………
- 都市計画事業の事業計画の変更……………(同)……………
- 土地収用法による収用の裁決手続開始(五件)……………
- ………(東京都収用委員会)……………

●東京都告示第千六百二十八号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十六年十二月九日

- 東京都知事 舛 添 要 一
- 一 商 号 安全建設工業株式会社
 - 二 代表者氏名 代表取締役 水野 良勝
 - 三 主たる事務 渋谷区代々木一丁目三十番三号 メイプ所の所在地 ル代々木七〇二
 - 四 免許証番号 東京都知事(1)第九二七七七号
 - 五 免許年月日 平成二十三年三月十一日

●東京都告示第千六百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

る。

平成二十六年十二月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(地理識別子整備業務)
- 三 測量の区域 世田谷区区内
- 四 測量の期間 平成二十六年八月五日から同年十一月十九日まで

●東京都告示第千六百三十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 板橋区舟渡一丁目、舟渡二丁目、高島平三丁目、高島平四丁目、大門、四葉一丁目、四葉二丁目、赤塚七丁目、赤塚八丁目、泉町、宮本町、富士見町、双葉町、大和町、前野町一丁目及び幸町各区内
- 四 測量の期間 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月十日まで

●東京都告示第千六百三十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条

第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区東十条二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十一月二十五日から平成二十七年二月二十七日まで

●東京都告示第六百三十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十月一日から平成二十七年一月十七日まで

●東京都告示第六百三十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 狛江市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年一月一日から同月十六日まで

●東京都告示第六百三十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 武蔵野市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 武蔵野市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年一月一日から同月十六日まで

●東京都告示第六百三十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、三鷹市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 三鷹市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 三鷹市地内

四 測量の期間 平成二十七年一月一日から同月十六日まで

●東京都告示第六百三十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、小金井市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 小金井市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 小金井市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年一月一日から同月十六日まで

●東京都告示第六百三十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都北多摩南部建設事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 調布市佐須町一丁目、佐須町二丁目、深大寺元町二丁目、深大寺元町五丁目、深

大寺南町一丁目、深大寺南町四丁目、深大寺南町五丁目、深大寺東町一丁目、深大寺東町五丁目及び深大寺北町二丁目各
地内

四 測量の期間 平成二十六年七月十五日から同年十一月二十日まで

●東京都告示第千六百三十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十二月九日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年五月十五日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区日本橋室町三丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目及び日本橋本石町四丁目各地方内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区日本橋室町三丁目二番九号
平成二十六年五月十五日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年十二月九日

●東京都告示第千六百三十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき南池袋二丁目A地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十二月九日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

南池袋二丁目A地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十二年八月二十六日から平成二十八年三月三十一日まで

三 施行地区

豊島区南池袋二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

豊島区南池袋二丁目三十六番十号
平成二十二年一月二十六日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年十二月九日

●東京都告示第千六百四十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

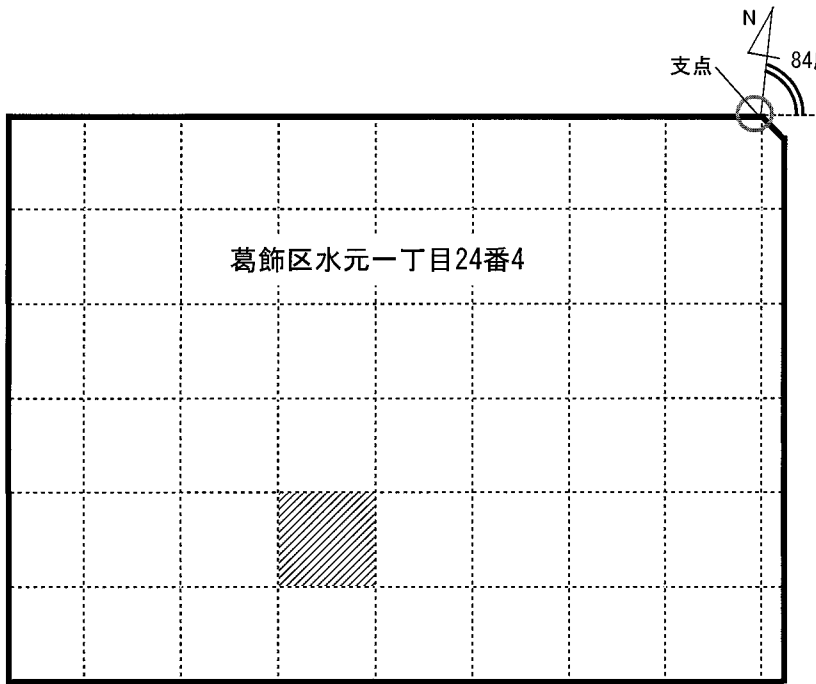
平成二十六年十二月九日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区水元一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別 図




<支点>
支点は、葛飾区水元一丁目24番4の最北端とする。

<格子の回転角度> 84度0分0秒
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

—— 敷地境界

----- 単位区画境界線

 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千六百四十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

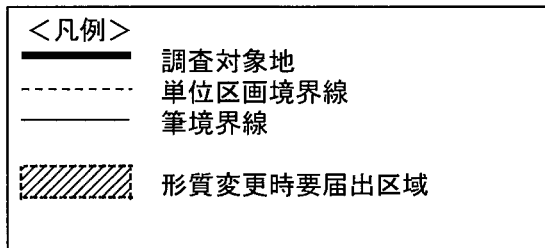
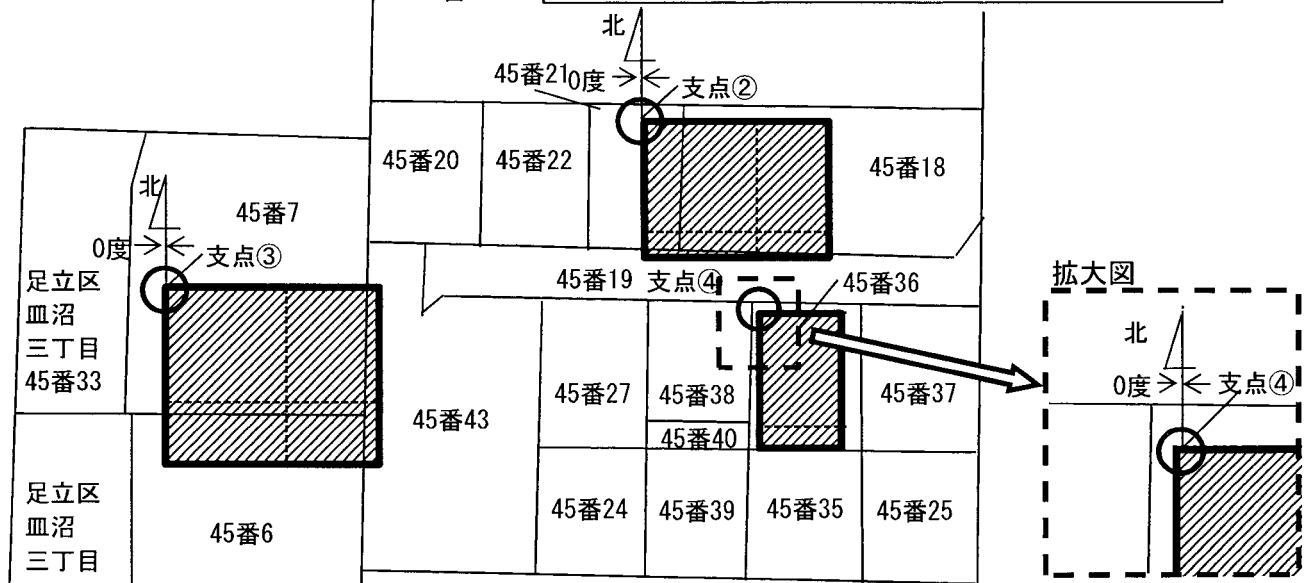
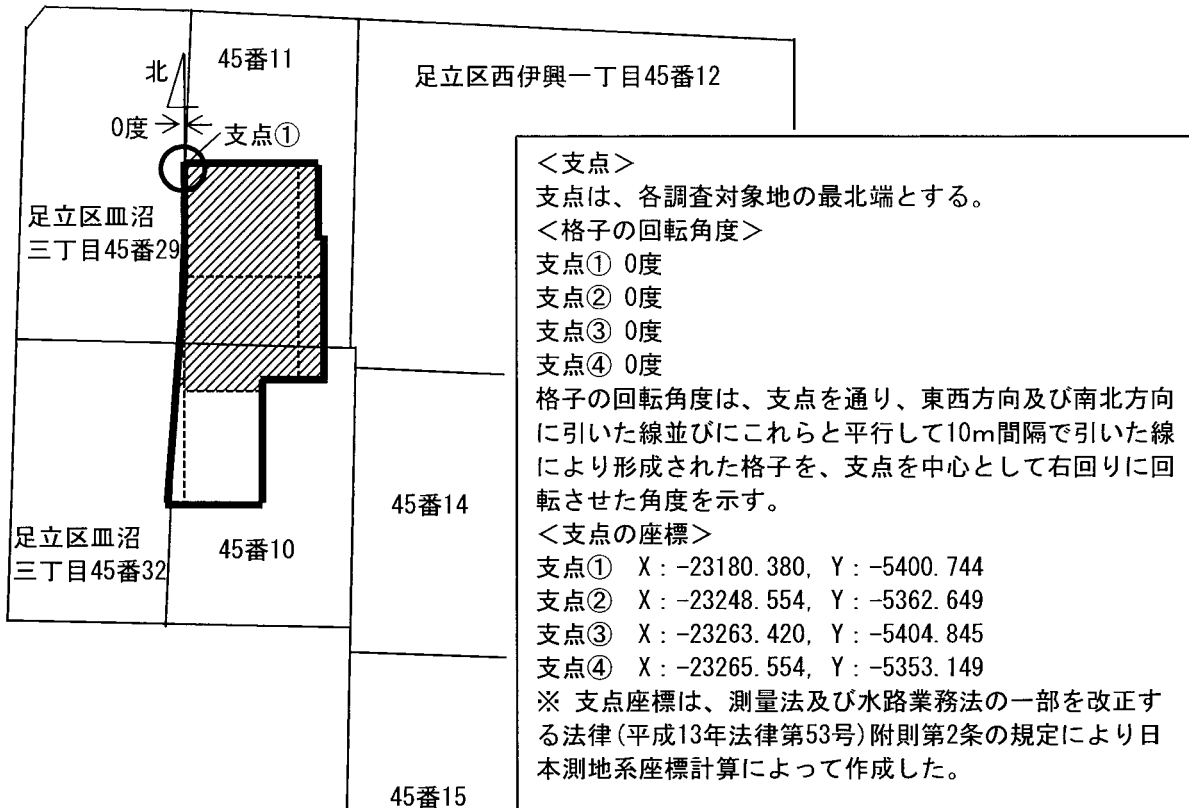
平成二十六年十二月九日

東京都知事 外 添 要 一

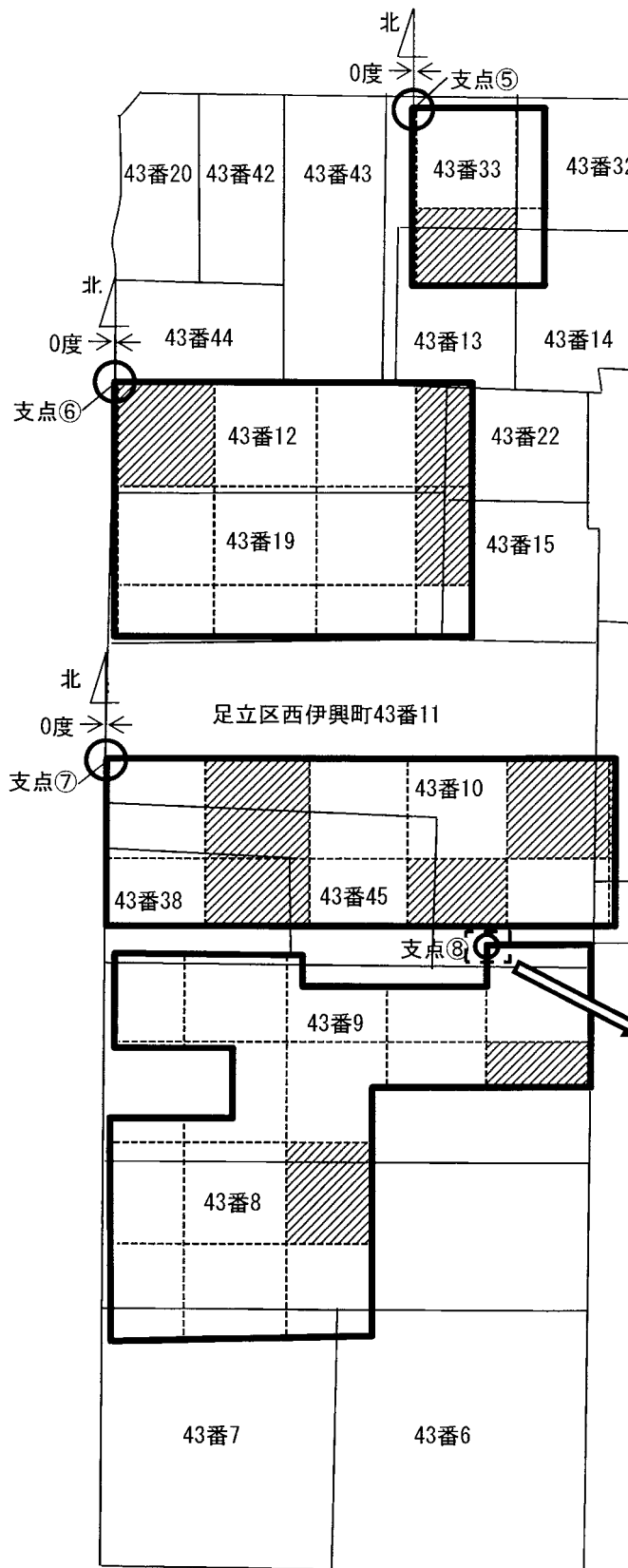
一 形質変更時要届出区域 別図一から別図三までのとおり(足立区西伊興町、同区西伊興一丁目及び同区皿沼三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図1



別図2



<支点>
支点は、各調査対象地の最北端とする。

<格子の回転角度>
支点⑤ 0度
支点⑥ 0度
支点⑦ 0度
支点⑧ 0度

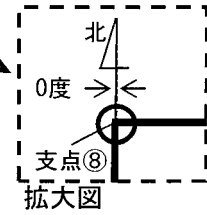
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<支点の座標>
支点⑤ X: -23174.076, Y: -5207.831
支点⑥ X: -23201.576, Y: -5237.831
支点⑦ X: -23239.576, Y: -5238.417
支点⑧ X: -23258.076, Y: -5200.417

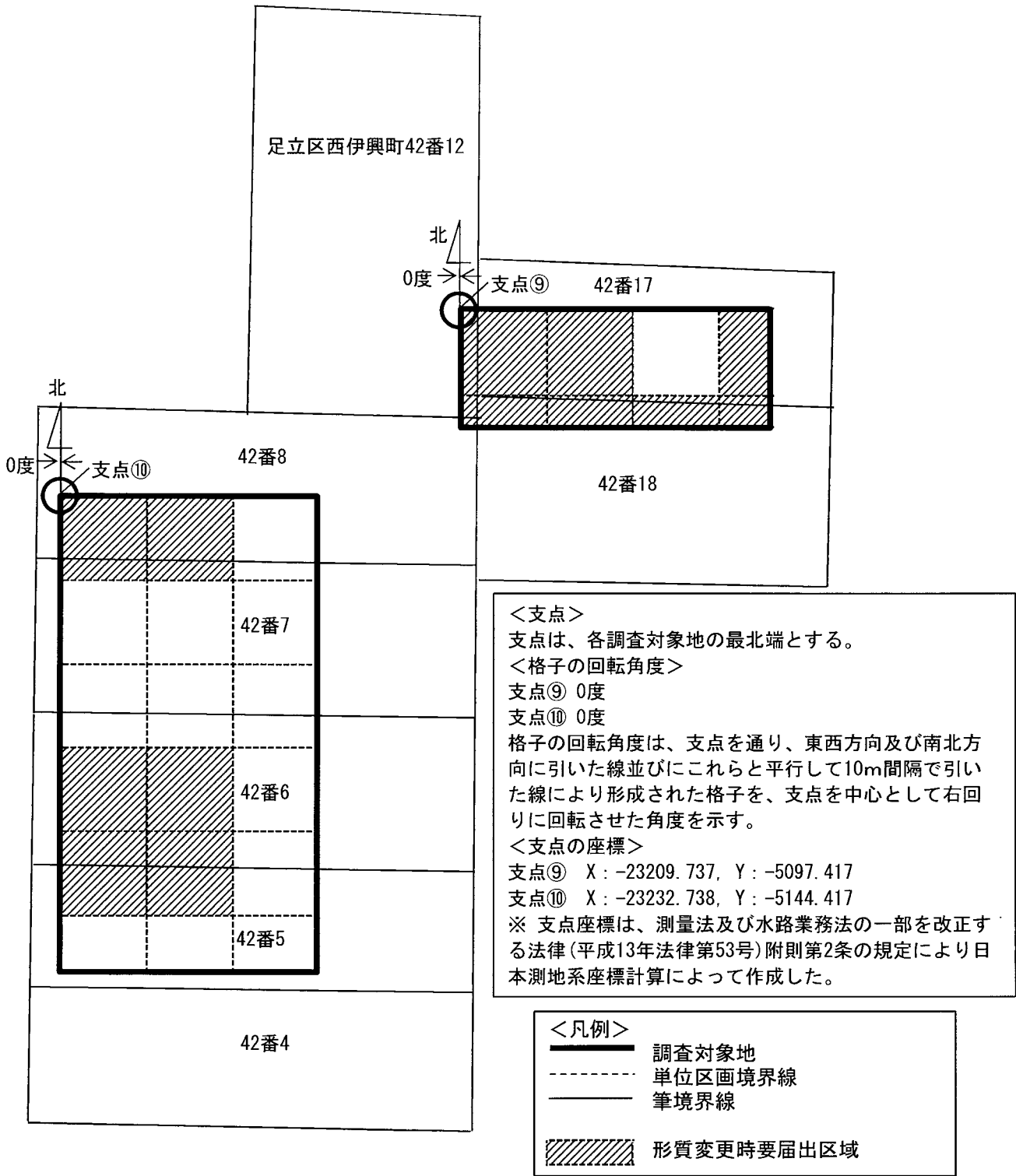
※ 支点座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により日本測地系座標計算によって作成した。

<凡例>

- 調査対象地
- 単位区画境界線
- 筆境界線
- 形質変更時要届出区域



別図3



●東京都告示第千六百四十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

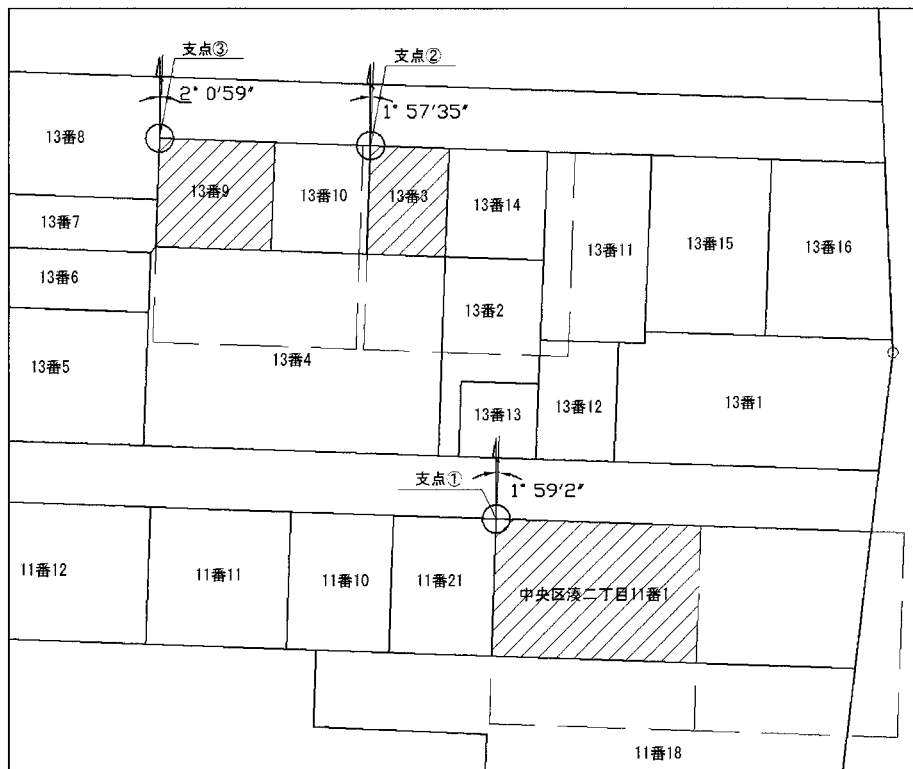
平成二十六年十二月九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区湊二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】

①	支点①は、中央区湊二丁目 11 番 1 の最北端とする。
②	支点②は、中央区湊二丁目 13 番 3 の最北端とする。
③	支点③は、中央区湊二丁目 13 番 9 の最北端とする。

【申請に係る土地の面積】

湊二丁目 11 番 1	66.68m ²
湊二丁目 13 番 3	20.46m ²
湊二丁目 13 番 9	30.18m ²
合計	117.32m ²

【格子の回転角度】

①	湊二丁目 11 番 1	01 度 59 分 02 秒
②	湊二丁目 13 番 3	01 度 57 分 35 秒
③	湊二丁目 13 番 9	02 度 00 分 59 秒

※格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百四十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十六年東京都告示第百三十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月九日

東京都知事 外 添 要 一

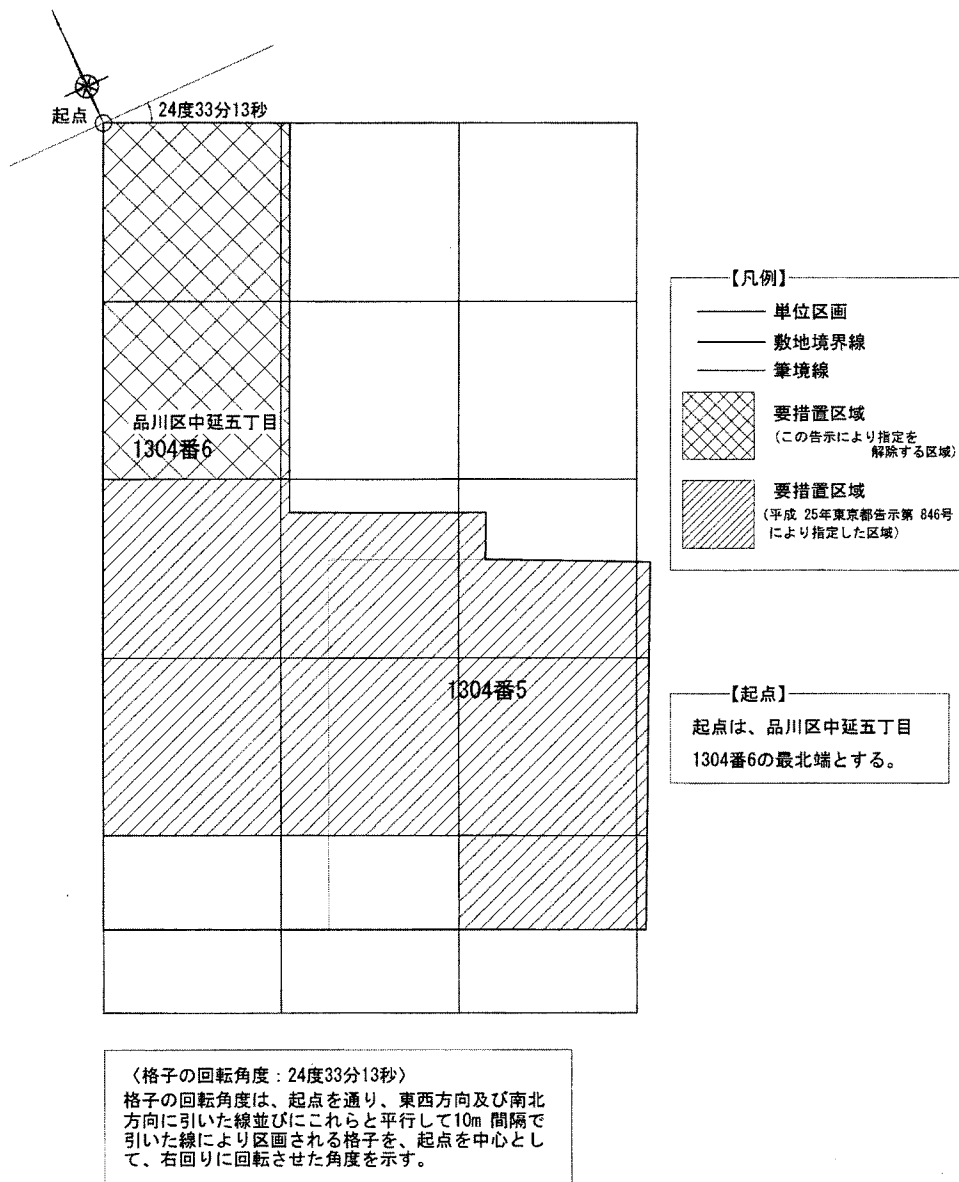
一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区中延五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、シスー・ニージクロロエチレン、水銀及びその化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施

別 図



●東京都告示第千六百四十四号

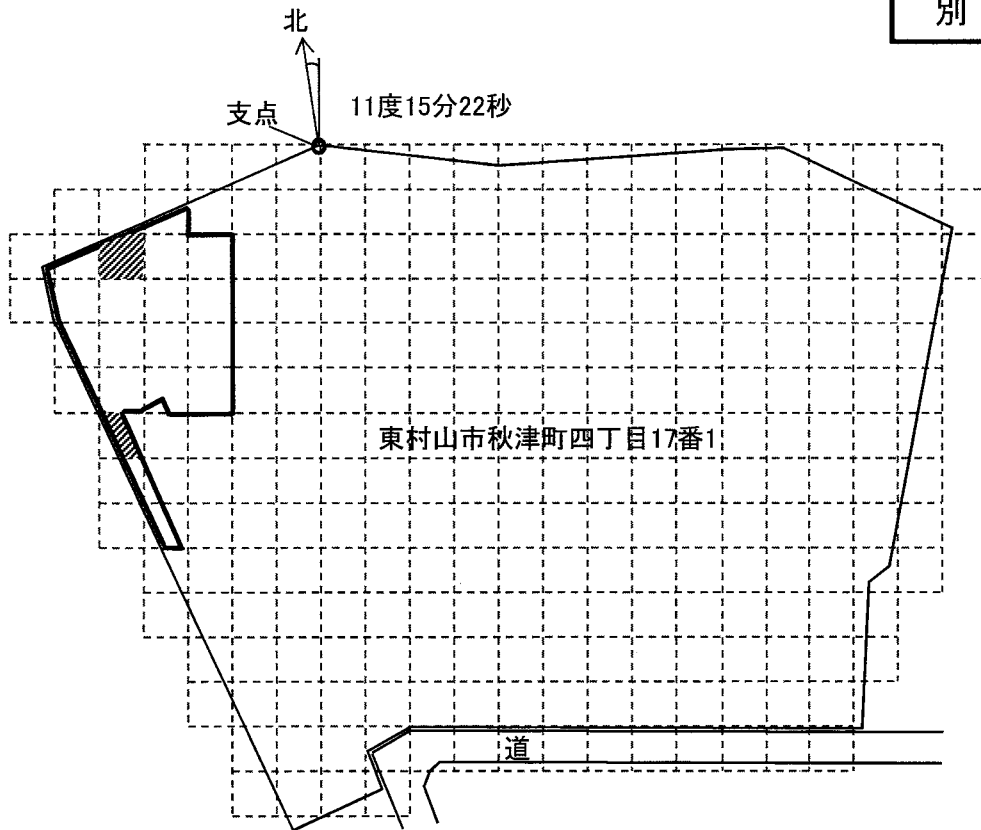
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(東村山市秋津町四丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別 図

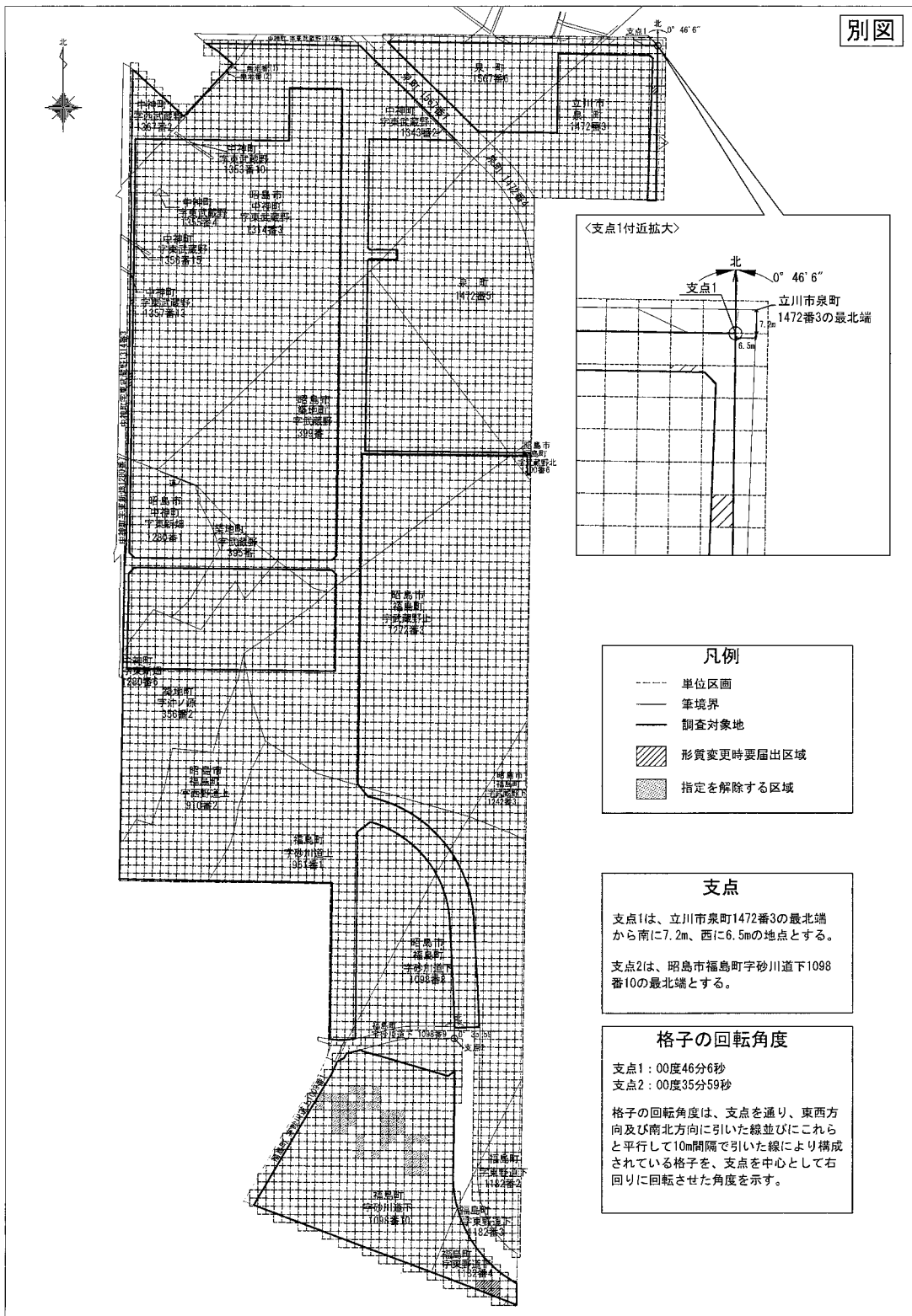


■凡例

- : 調査範囲
- : 敷地境界
- - - : 単位区画
- ▨ : 形質変更時要届出区域

■支 点
支点は、敷地境界(東村山市秋津町四丁目17番1)の最北端とする。

■格子の回転角度(11度15分22秒)
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



別図

●東京都告示第千六百四十五号
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
 条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千四百八
 十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同

条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
 次のとおり告示する。
 平成二十六年十二月九日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 指定を解除する区域 別図のとおり(昭島市福島町字

凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域
- ▩ 指定を解除する区域

支点

支点1は、立川市泉町1472番3の最北端から南に7.2m、西に6.5mの地点とする。

支点2は、昭島市福島町字砂川道下1098番10の最北端とする。

格子の回転角度

支点1：00度46分6秒
 支点2：00度35分59秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

二 砂川道下地内)
 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
 なかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第千六百四十六号

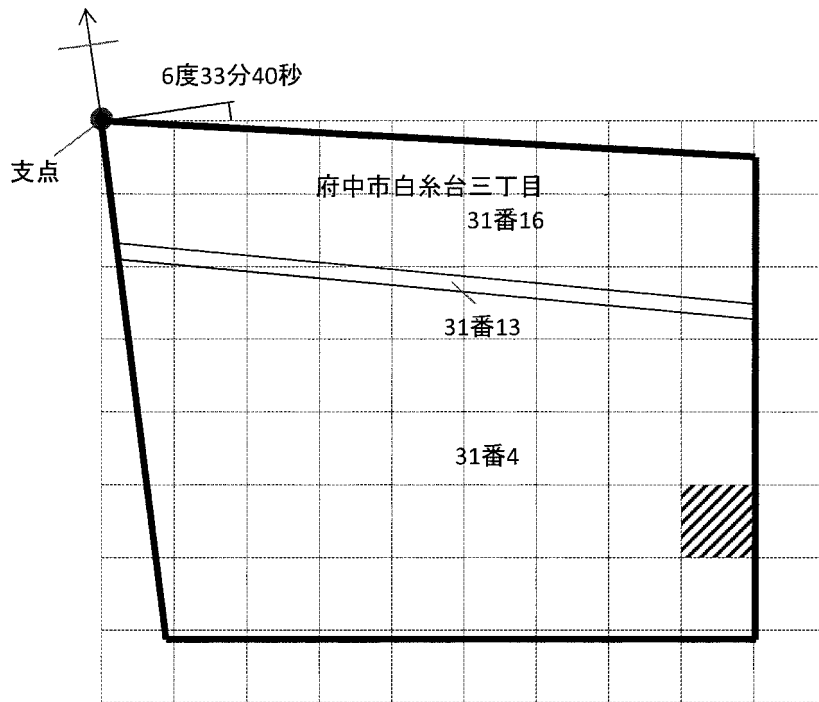
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千三百十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(府中市白糸台三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



- 凡例
- : 敷地境界
 - : 単位区画
 - : 筆境界
 - ▨ : 指定を解除する区域

■ 支点

支点は、府中市白糸台三丁目31番16の最北端とする。

■ 格子の回転角度(6度33分40秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本不整脈学会
- 三 代表者の氏名
奥村 謙
- 四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区神田小川町二丁目五番地 紀陽東京ビル六階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象に、心臓病、とくに不整脈に関する研究・発表及び講演・研修・セミナー等の開催事業、不整脈を中心とした出版等による啓発普及事業、不整脈に関連する学術調査・研究事業、心臓病の診断、治療に係わる医師以外の医療従事者に対する人材

育成事業を通して国民の健康づくりに寄与する社会活動事業を行うとともに、わが国におけるこの領域の進歩普及に貢献し、学術文化および医療の発展にも寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本心電学会
- 三 代表者の氏名
新 博次
- 四 主たる事務所の所在地
東京都台東区鳥越二丁目十三番八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象に心電学(心電図学、心臓電気生理学)分野の研究、啓発、人材育成を通じて、心疾患の診断・治療・予防の発展を図り、我が国の医療の発展に貢献し、ひいては国民の健康作りにも寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

平成二十六年十二月九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 都市計画事業の 別表のとおり
種類及び名称
 - 二 施行者の名称
東京都
- 都市計画公園事業の事業計画の施行について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十六年十二月九日
- 東京都知事 外 添 要 一

- 三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在
別表のとおり

都市計画事業の 事業地の所在 備 考
種類及び名称

東京都都市計画公園事業第五・六・二十号祖師ヶ谷公園
世田谷区上祖師谷三丁目及び四丁目地内
平成二十六年十月三十日関東地方整備局告示第三百六十九号

都市計画公園事業の事業計画の変更について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十六年十二月九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 都市計画事業の 別表のとおり
種類及び名称
 - 二 施行者の名称
東京都
 - 三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号
 - 四 事業地の所在
別表のとおり
- 都市計画事業の 事業地の所在 備 考
種類及び名称
- 東京都都市計画公園事業第八・八・四号清澄公園
江東区清澄二丁目及び清澄三丁目地内
平成二十六年十一月六日関東地方整備局告示第三百七十八号
- 土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

<p>平成26年12月9日</p> <p>東京都収用委員会 会長 内 山 忠 明</p> <p>1 起業者の名称 東京都</p>	<p>2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路放射第17号線</p> <p>3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等</p>	<p>4 土地所有者の氏名及び住所</p> <p>5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類</p> <p>6 裁決手続開始決定年月日 平成26年11月27日</p>
--	--	--

別記のとおり

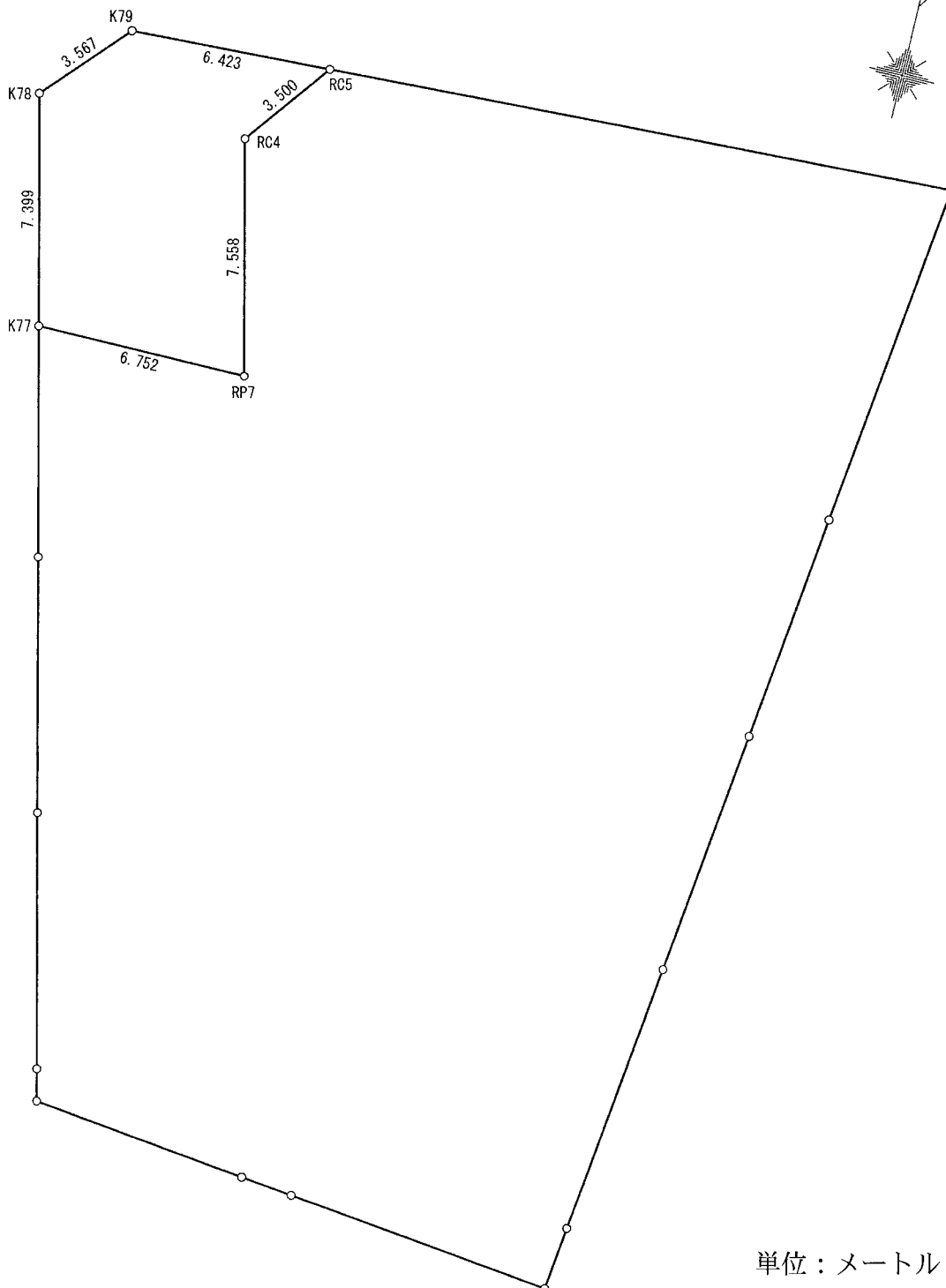
裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考		
所在地番地目	登記簿上の地積	実測積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所		権利の種類	
東京都大田区東糀谷一丁目	62番1 宅地	811.84 m ²	823.26 m ²	66.45 m ²	橋本まつ 法定相続人	橋本誠一郎 (法定相続分100分の11)	橋本富士子 (法定相続分100分の11)	橋本吉右衛門 (法定相続分25分の6)	借地権	別図のとおり
					橋本誠一郎 (法定相続分100分の11)	大牧1446番地41	橋本吉右衛門 工業協同組合	東京都大田区東糀谷一丁目1番30号	所有権移転請求権仮登記上の権利	
					橋本富士子 (法定相続分100分の11)	宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字遠刈田北山31番地21	橋本吉右衛門	東京都大田区大森中三丁目18番2号		
					橋本吉右衛門 (法定相続分25分の6)	東京都大田区大森中三丁目18番2号				
					橋本吉信 (法定相続分25分の6)	東京都練馬区関町南一丁目4番28号				
					中柴百合子 (法定相続分25分の6)	埼玉県上尾市大字小泉4番地54				
					橋本良子 (法定相続分50分の1)	東京都大田区南馬込一丁目32番17号茨田方				
					橋本操 (法定相続分50分の1)	東京都大田区大森北一丁目19番12-803号				
					橋本武久 (法定相続分150分の1)	東京都大田区大森中二丁目15番10号				
					橋本久子 (法定相続分150分の1)	東京都大田区大森中二丁目15番10号				
					武井妙子 (法定相続分150分の1)	東京都品川区桂原四丁目5番17-206号				

別図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都大田区東糞谷一丁目6番1のうち

66.45平方メートル



単位：メートル

測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
RC5	-49079.542	-8339.911	-20699.659102
K79	-49079.862	-8346.327	24721.820574
K78	-49082.504	-8348.725	82126.407825
K77	-49089.699	-8346.997	60014.908430
RP7	-49089.694	-8340.245	-61342.501975
RC4	-49082.344	-8342.009	-84688.075368
		倍面積	132.900384
		面積	66.4501920
		地積	66.45 m ²

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 平成26年12月9日 東京都収用委員会

会長 内 山 忠 明

1 起業者の名称 東京都
 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路放射第17号線
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

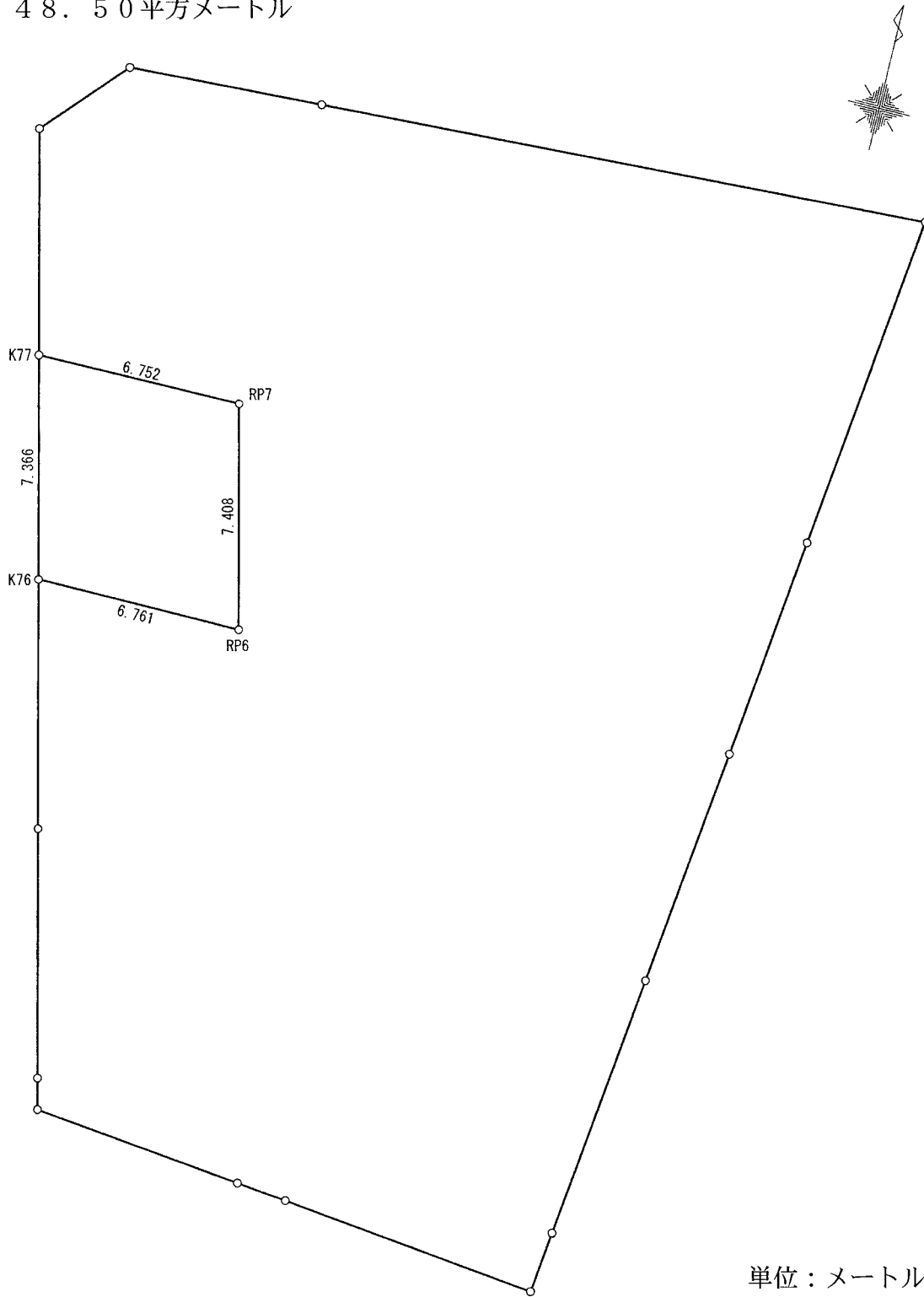
4 土地所有者の氏名及び住所
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 6 裁決手続開始決定年月日 平成26年11月27日

別記のとおり

別記				裁決手続の開始を決定した土地		土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	備考
東京都大田区東糀谷一丁目	62番1	宅地	811.84 m ²	823.26 m ²	48.50 m ²	橋本まつ 法定相続人	埼玉県さいたま市緑区大字大牧1446番地41	スワイル・ホームネット株式会社	東京都大田区北糀谷一丁目12番9号	借地権	別図のとおり
						根本誠一郎 (法定相続分100分の11)	埼玉県川口市南馬込一丁目32番17号茨田方	橋本吉右衛門	東京都大田区大森中三丁目18番2号	所有権移転請求権反登記上の権利	
						根本富士子 (法定相続分100分の11)	宮城県刈田郡蔵玉町遠刈田温泉字遠刈田北1山31番地21				
						橋本吉右衛門 (法定相続分25分の6)	東京都大田区大森中三丁目18番2号				
						橋本吉信 (法定相続分25分の6)	東京都練馬区関町南一丁目4番28号				
						中柴百合子 (法定相続分25分の6)	埼玉県上尾市大字小泉4番地54				
						橋本良子 (法定相続分50分の1)	東京都大田区南馬込一丁目32番17号茨田方				
						橋本操 (法定相続分50分の1)	東京都大田区大森北一丁目19番12-803号				
						橋本武久 (法定相続分150分の1)	東京都大田区大森中二丁目15番10号				
						橋本久子 (法定相続分150分の1)	東京都大田区大森中二丁目15番10号				
						武井妙子 (法定相続分150分の1)	東京都品川区桂原四丁目5番17-206号				

別図

裁決手続の開始を決定した土地
 東京都大田区東糞谷一丁目6番1のうち
 48.50平方メートル



単位：メートル

測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
K77	-49089.699	-8346.997	59831.274496
K76	-49096.862	-8345.276	60077.641924
RP6	-49096.898	-8338.515	-59770.475520
RP7	-49089.694	-8340.245	-60041.423755
		倍面積	97.017145
		面積	48.5085725
		地積	48.50 m ²

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 平成26年12月9日 東京都収用委員会

会長 内 山 忠 明

1 起業者の名称 東京都
 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路放射第17号線
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

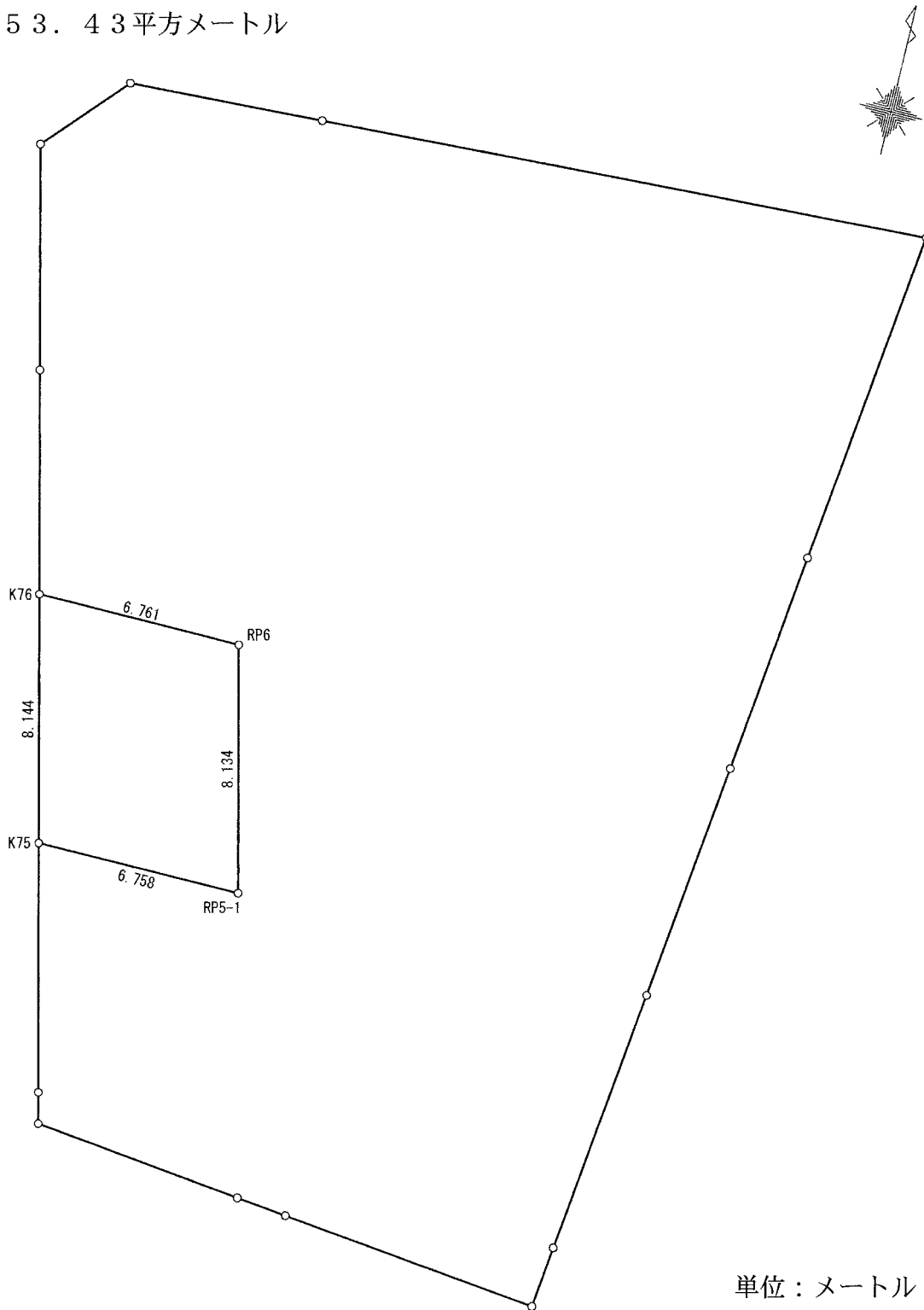
4 土地所有者の氏名及び住所
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 6 裁決手続開始決定年月日 平成26年11月27日

別記のとおり

別記				裁決手続の開始を決定した土地		土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実地測積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都大田区東糀谷一丁目	62番1	宅地	811.84 m ²	823.26 m ²	53.43 m ²	橋本まつ 法定相続人	埼玉県さいたま市緑区大字大牧1446番地41	合資会社佐々良	東京都大田区東糀谷一丁目1番29号	借地権	別図のとおり
						根本誠一郎 (法定相続分100分の11)	埼玉県上尾市大字小泉4番地54	橋本吉右衛門	東京都大田区大森中三丁目18番2号	所有権移転請求権仮登記上の権利	
						根本富士子 (法定相続分100分の11)	宮城県刈田郡蔵玉町遠刈田温泉字遠刈田北山31番地21				
						橋本吉右衛門 (法定相続分25分の6)	東京都大田区大森中三丁目18番2号				
						橋本吉信 (法定相続分25分の6)	東京都練馬区関町南一丁目4番28号				
						中柴百合子 (法定相続分25分の6)	埼玉県上尾市大字小泉4番地54				
						橋本良子 (法定相続分50分の1)	東京都大田区南馬込一丁目32番17号茨田方				
						橋本操 (法定相続分50分の1)	東京都大田区大森北一丁目19番12-803号				
						橋本武久 (法定相続分150分の1)	東京都大田区大森中二丁目15番10号				
						橋本久子 (法定相続分150分の1)	東京都大田区大森中二丁目15番10号				
						武井妙子 (法定相続分150分の1)	東京都品川区荏原四丁目5番17-206号				

別図

裁決手続の開始を決定した土地
 東京都大田区東糞谷一丁目6番1のうち
 53.43平方メートル



単位：メートル

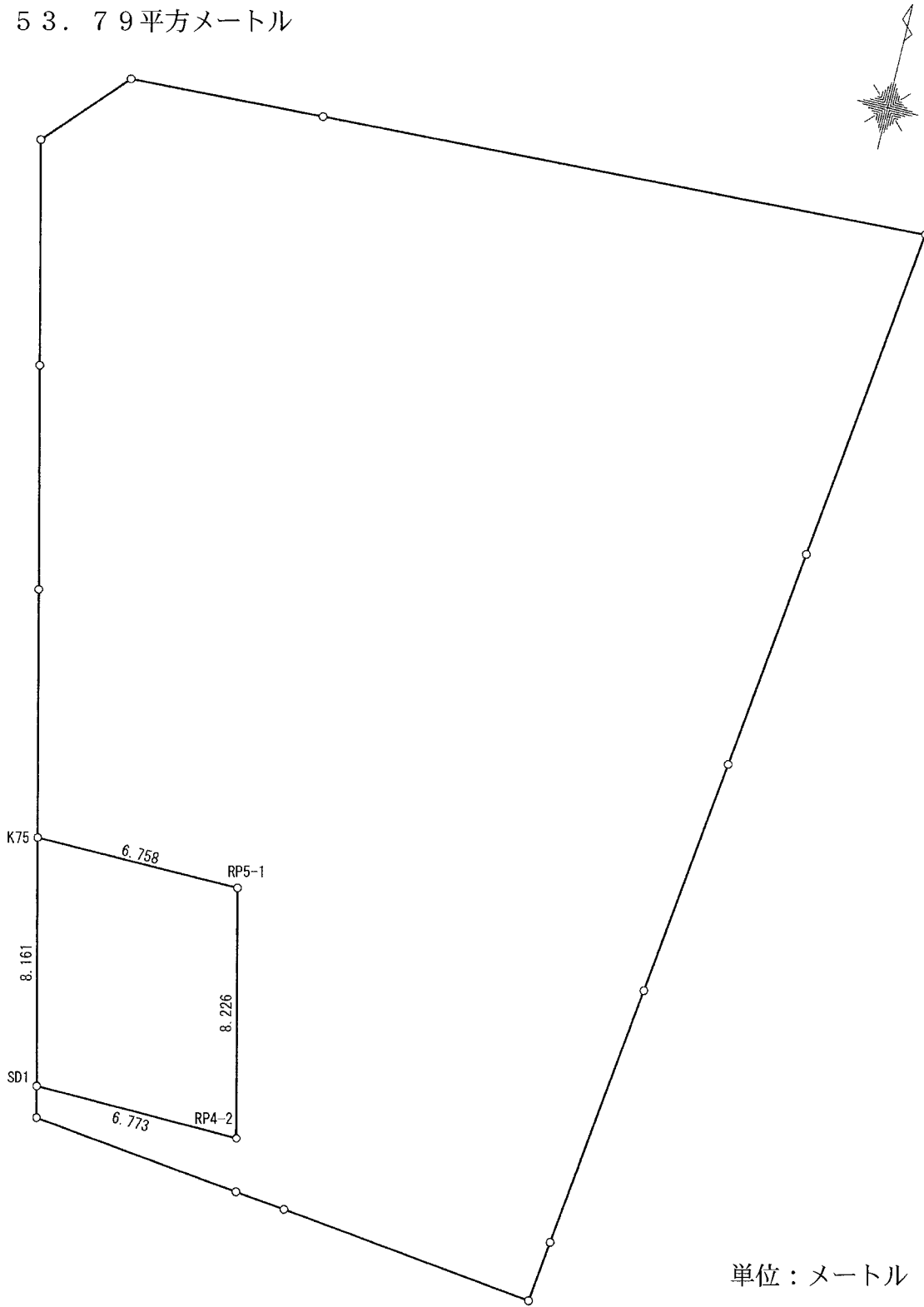
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
K76	-49096.862	-8345.276	65785.810708
K75	-49104.781	-8343.374	66296.449804
RP5-1	-49104.808	-8336.616	-65717.543928
RP6	-49096.898	-8338.515	-66257.840190
		倍面積	106.876394
		面積	53.4381970
		地積	53.43 m ²

<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、 公告する。</p> <p>平成26年12月9日 東京都収用委員会</p>	<p style="text-align: center;">会長 内 山 忠 明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起業者の名称 東京都 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路放射第17号線 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
<ol style="list-style-type: none"> 4 土地所有者の氏名及び住所 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 6 裁決手続開始決定年月日 平成26年11月27日 	<p style="text-align: right;">別記のとおり</p>

別記				裁決手続の開始を決定した土地		土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都大田区東糀谷一丁目	62番1	宅地	811.84 m ²	823.26 m ²	53.79 m ²	橋本まつ 法定相続人	埼玉県さいたま市緑区大字大牧1446番地41	平林美智子	東京都大田区東糀谷一丁目1番29号	借地権	別図のとおり
						根本誠一郎 (法定相続分100分の11)	宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字遠刈田北山31番地21	橋本吉右衛門	東京都大田区大森中三丁目18番2号	所有権移転請求権反登記上の権利	
						根本富士子 (法定相続分100分の11)	東京都大田区大森中三丁目18番2号				
						橋本吉右衛門 (法定相続分25分の6)	東京都大田区大森中三丁目18番2号				
						橋本吉信 (法定相続分25分の6)	東京都練馬区関町南一丁目4番28号				
						中柴百合子 (法定相続分25分の6)	埼玉県上尾市大字小泉4番地54				
						橋本良子 (法定相続分50分の1)	東京都大田区南馬込一丁目32番17号茨田方				
						橋本操 (法定相続分50分の1)	東京都大田区大森北一丁目19番12-803号				
						橋本武久 (法定相続分150分の1)	東京都大田区大森中二丁目15番10号				
						橋本久子 (法定相続分150分の1)	東京都大田区大森中二丁目15番10号				
						武井妙子 (法定相続分150分の1)	東京都品川区荏原四丁目5番17-206号				

別図

裁決手続の開始を決定した土地
 東京都大田区東糀谷一丁目6番1のうち
 53.79平方メートル



測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1})Y _n
K75	-49104.781	-8343.374	65987.744966
SD1	-49112.717	-8341.468	66948.622168
RP4-2	-49112.807	-8334.695	-65919.102755
RP5-1	-49104.808	-8336.616	-66909.680016
		倍面積	107.584363
		面積	53.7921815
		地積	53.79 m ²

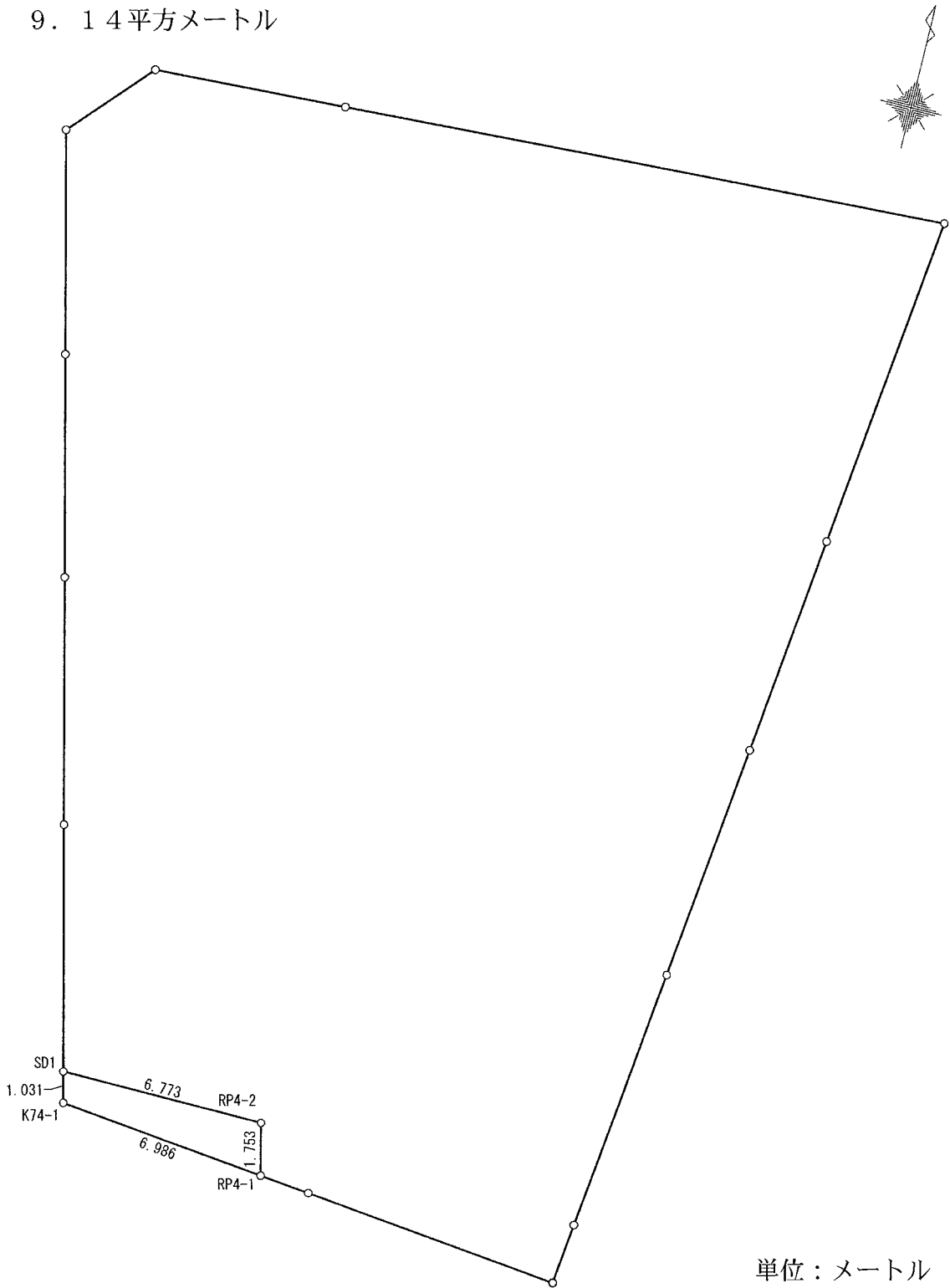
<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、 公告する。 平成26年12月9日 東京都収用委員会</p>	<p style="text-align: center;">会長 内 山 忠 明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起業者の名称 東京都 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路放射第17号線 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
<ol style="list-style-type: none"> 4 土地所有者の氏名及び住所 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 6 裁決手続開始決定年月日 平成26年11月27日 	<p style="text-align: right;">別記のとおり</p>

別記

裁決手続の開始を決定した土地				収用しようとする土地の面積	氏名	住 所	土地に関して権利を有する関係人		備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積				実地測積	氏名		住 所
東京都大田区東糀谷一丁目	62番1	宅地	811.84 m ²	823.26 m ²	橋本まつ 法定相続人 根本誠一郎 （法定相続分100分の11） 根本富士子 （法定相続分100分の11） 橋本吉右衛門 （法定相続分25分の6） 橋本吉信 （法定相続分25分の6） 中柴百合子 （法定相続分25分の6） 橋本良子 （法定相続分50分の1） 橋本操 （法定相続分50分の1） 橋本武久 （法定相続分150分の1） 橋本久子 （法定相続分150分の1） 武井妙子 （法定相続分150分の1）	埼玉県さいたま市緑区大字大牧1446番地41 宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字遠刈田北山31番地21 東京都大田区大森中三丁目18番2号 東京都練馬区関町南一丁目4番28号 埼玉県上尾市大字小泉4番地54 東京都大田区南馬込一丁目32番17号茨田方 東京都大田区大森北一丁目19番12-803号 東京都大田区大森中二丁目15番10号 東京都大田区大森中二丁目15番10号 東京都品川区荏原四丁目5番17-206号	平林美智子 橋本吉右衛門	東京都大田区東糀谷一丁目1番29号 東京都大田区大森中三丁目18番2号	借地権 所有権移転請求権反登記上の権利	別図のとおり

別図

裁決手続の開始を決定した土地
 東京都大田区東糀谷一丁目6番2のうち
 9.14平方メートル



単位：メートル

測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
SD1	-49112.717	-8341.468	7615.760284
K74-1	-49113.720	-8341.227	14972.502465
RP4-1	-49114.512	-8334.286	-7609.203118
RP4-2	-49112.807	-8334.695	-14960.777525
		倍面積	18.282106
		面積	9.1410530
		地積	9.14 m ²

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002